

平成27年度における包括的支援事業に関すること

在宅医療・介護連携の推進(平成27年度～)

住み慣れた地域で生活が継続出来るよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、様々な局面での連携を図ることのできる体制整備を目指します。

そのため、医師や訪問看護師、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員が集い、地域課題を共有し、連携ができるところから始め、平成37年(2025年)を見据えた在宅医療・介護の連携を関係部局とも連携を図りながら推進。

具体的には、平成26年度に設置した「介護予防に関するアセスメントツール作成会議」において、平成27年度以降は、アセスメントツールの使用等を通し、地域における課題について共有し、連携を図る。

(アセスメントツール作成会議参加者構成)

医師／歯科医師／薬剤師／訪問看護師／介護支援専門員／地域包括支援センター職員
／訪問介護事業所職員／通所介護事業所職員(全11名)

認知症施策の推進(平成27年度～)

「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会」の実現を目指すため、認知症の初期の段階で医療と介護が連携して認知症の人やその家族に適切な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の設置に向けた準備を進めていきます。

具体的には、認知症を介護する家族や認知症本人支援のための認知症カフェの設置や、平成27年度には、同カフェを圏域に持つ梅寿荘地域包括支援センター内において、認知症に関する相談機能の強化のため、専門の相談員として「認知症地域支援推進員」の配置を委託するなど、認知症に関する相談機能の強化を図っていきます。

生活支援サービスの体制整備(平成27年度～)

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、また、認知症高齢者の増加に対応し、地域サロンの開催、見守り、安否確認、外出支援、買物・調理・掃除などの家事支援など、日常生活上の様々な支援を必要とする高齢者が増えています。そうした日々の支援を要する高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために必要な生活支援等のサービスを創出・整備していくための協議体の設置や生活支援コーディネーターの活用等をとおして、生活支援サービスを担う事業主体への支援・協議体制の強化を目指します。

平成27年度には、市内関係者を構成団体とした研究会を立ち上げ、地域資源やニーズの把握などを行います。

《研究会の構成団体(案)》

学識経験者、社会福祉協議会、シルバー人材センター、ボランティア代表、介護保険事業所代表、居宅介護支援事業所代表、包括支援センター、老人クラブ連合会、民生委員・児童委員協議会、寿大学 等